

衆議院農林水産委員会委員各位

「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」について

水源・生物多様性保全、災害防止、未来の林業のために

国有林の人工林の伐採跡地は、 天然林または、針葉樹・広葉樹の混交林へ



～奥山保全・再生～ 一般財団法人 日本熊森協会
(本部事務所) 〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4
Tel : 0798-22-4190 Fax : 0798-22-4196
会長 室谷悠子 (弁護士) (設立 1997年 会員約 17000人)

当協会は、クマなど野生動物が造る水源の豊かな森の保全・再生の実践活動を22年間実践してきた、我が国で唯一の全国組織の実践自然保護団体です。

私有林・国有林を問わず、戦後の拡大造林政策により、伐り出すこともできない奥山にまで植えられたスギやヒノキなど針葉樹の単一人工林の荒廃が問題となっています。これらの人工林は、野生動物が食料を求めて山から出てくる原因を作り、山の保水力を著しく低下させ、豪雨のたびに崩れて人命や財産が失われています。また、スギやヒノキからの大量の花粉により、花粉症患者が大発生しています。

私たちは、水源や生物多様性保全、災害防止のため、国有林内の人工林を伐採した後は、原則としてその場所に合わせた天然林に再生し、林業として利用する必要がある場所については、未来の林業のためにも、その場所に合わせた針葉樹と広葉樹の混交林化を進めるべきであると考えています。

今回の法改正で、この点について方向性が示されるようご協力いただきたいです。

(国有林内の人工林についての要望)

1 公益的機能のいっそうの確保のため、国有林内の人工林を伐採した後は、原則、天然林の再生を実施すること。また、林業として利用する場合も、※針葉樹と広葉樹の混交林化を進めること。(混交林の方が、将来の多様な林産物の需要に対応可能)

2、林業に向かない急斜面や奥地の人工林を放置せず、森林の公益的機能が向上するよう天然林化する等、新たな別計画を立てること。

3、長期に亘る大規模な主伐については、伐採跡地をどのように管理していくかも含め、計画を立て、事前に国民が知ることができるよう情報提供を行うこと。

※1 ヘクタールあたりの針葉樹の苗木の植栽数を600本にすれば、かつては自然と針広混交林になっていった。